

《令和4年 特殊詐欺の被害状況》

| 特殊詐欺 | 認知件数 | | 被害額 | |
|--------------------------|----------|------|----------------------|--------------------|
| | 令和4年12月末 | 前年同期 | 令和4年12月末 | 前年同期 |
| オレオレ詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| 預貯金詐欺 | 3 | 3 | ※2 | ※2 |
| 架空料金請求詐欺 | 26 | 17 | 9,823万円 | 5,458万円 |
| 融資保証金詐欺 | 4 | 1 | 241万円 | 253万円 |
| 還付金詐欺 | 16 | 20 | 2,544万円 | 2,760万円 |
| 金融商品詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| ギャンブル詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| 交際あっせん詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| その他の特殊詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| キャッシュカード詐欺盗 | 2 | 1 | ※2 | ※2 |
| ※3 合計 (被害額の下段は実質的被害額) | 51 | 42 | 12,610万円 13,481万円 | 8,472万円 8,914万円 |
| 被害品を使用した金融機関口座からの引出額の合計 | | | 871万円 | 441万円 |

《令和3年 特殊詐欺の被害状況》

| 特殊詐欺 | 認知件数 | | 被害額 | |
|--------------------------|-------|------|--------------------|--------------------|
| | 令和3年末 | 前年同期 | 令和3年末 | 前年同期 |
| オレオレ詐欺 | 0 | 1 | - | 200万円 |
| 預貯金詐欺 | 3 | 1 | ※2 | ※2 |
| 架空料金請求詐欺 | 17 | 18 | 5,458万円 | 7,689万円 |
| 融資保証金詐欺 | 1 | 2 | 253万円 | 531万円 |
| 還付金詐欺 | 20 | 1 | 2,760万円 | 49万円 |
| 金融商品詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| ギャンブル詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| 交際あっせん詐欺 | 0 | 0 | - | - |
| その他の特殊詐欺 | 0 | 1 | - | 315万円 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 1 | 2 | ※2 | ※2 |
| ※3 合計 (被害額の下段は実質的被害額) | 42 | 26 | 8,472万円 8,914万円 | 8,785万円 9,233万円 |
| 被害品を使用した金融機関口座からの引出額の合計 | | | 441万円 | 448万円 |

- ※1 令和2年1月1日から特殊詐欺の分類が変更になっています。(主な変更点: 昨年度までの「オレオレ詐欺」が「オレオレ詐欺」(金銭等をだまし取るもの)と「預貯金詐欺」(キャッシュカードや預貯金通帳等をだまし取るもの)に分別。「オレオレ詐欺」と同視し得る窃盗の名称が「キャッシュカード詐欺盗」に変更。その他名称の細かい変更等)
- ※2 「預貯金詐欺」及び「キャッシュカード詐欺盗」の被害品はキャッシュカード、預貯金通帳であることから詐欺被害としての被害額の計上はありません。
- ※3 令和2年分から被害額の合計欄は、上段に詐欺被害による被害額の合計、下段に実質的被害額(「詐欺被害額」と「詐欺又は窃取されたキャッシュカード等により引き出された額」を合わせたもの)を分けて表記しています。
- ※4 被害額は1万円未満を切り捨てて計算しているため、被害額と個別の被害額の合計は一致しない場合があります。

| 特殊詐欺 | 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数 |
|-------------|--|
| オレオレ詐欺 | 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| 預貯金詐欺 | 親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| 架空料金請求詐欺 | 未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| 融資保証金詐欺 | 実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| 還付金詐欺 | 税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。 |
| 金融商品詐欺 | 架空又は価値のない未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目で金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| ギャンブル詐欺 | 不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信する等し、これに応じて会員登録等を申し込んだ被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| 交際あっせん詐欺 | 不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信する等し、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料や保証金等の名目で金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。 |
| その他の特殊詐欺 | 上記特殊詐欺の類型に該当しない特殊詐欺をいう。 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 警察官、全国銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいう。 |